

育児休業における掛金中断について

幼稚園は、育児休業法に基づき育児休業を取得する教職員に対し、給与を支給せず、退職金の計算に算入しない期間としてその幼稚園の諸規程に定めている場合は、財団に掛金納入の中断を申し出ることができます。申し出に基づき手続きが完了したときは、当該教職員に係る中断期間の掛金の引き落としはありません。(財団規約 第16条の2)

※掛金の中断は育児休業のみで、産前産後休業や病休での中断はできません。

幼稚園の規程

育児休業法では、育児休業中の給与及び賞与を支給するかどうかは各事業所（幼稚園）に任されています。同様に、退職金についても育児休業中を算定期間とするかどうかは各事業所（幼稚園）に任されています。

園としてどのように対応するのか、退職時のトラブルを避けるためにも労働協約上の問題として各幼稚園の育児休業規程、退職規程、就業規程にその旨を規定するなど整備が必要です。

育児休業期間の掛金中断とは、幼稚園が育児休業中無給とし退職金算定期間から除外する場合には、その教職員にかかる財団加入を中断し、掛金を支払わず、退職金算定期間から除外することができるようにするものです。したがって、財団の育児休業中の中断制度を利用する場合、各園において、育児休業期間の無給及び退職金算定期間からの除外の規定を持っていることが条件となります。

中断期間とは

無給となる月数を中断期間とします。

中断期間は、育児休業開始の前日の属する月の翌月から、終了の日の翌日の属する月の前月までの月単位となります。

掛金中断は私学共済の掛金免除と違い、その期間は勤続年数から除かれ退職金の計算にも影響を与えます。

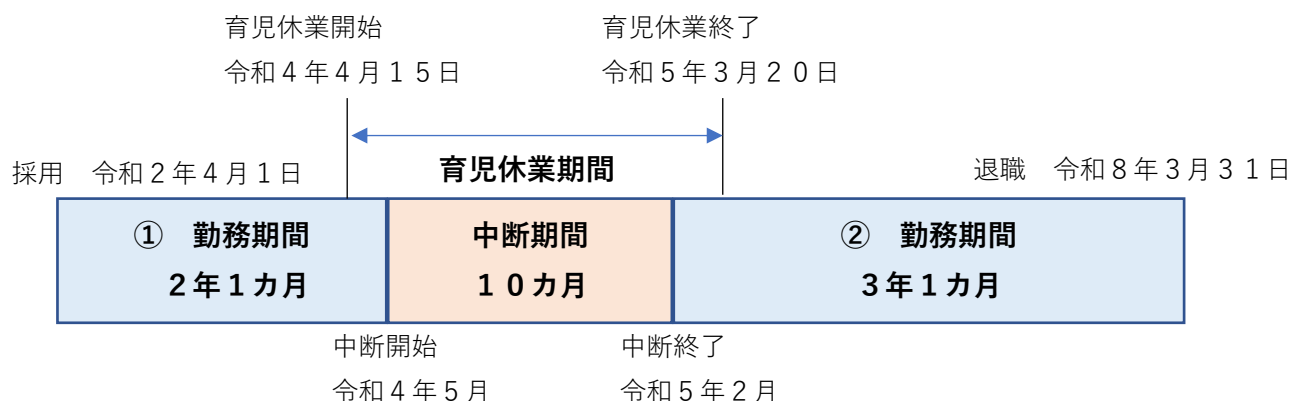
（ 例：Aさんの場合 ）

中断開始時の標準給与220,000円

令和5年10月からの標準給与240,000円

令和6年10月からの標準給与240,000円

令和7年10月からの標準給与260,000円



掛金中断した場合 ① + ② = 5年2カ月 乗率3.0

掛金中断をしなかった場合 勤務期間 6年 乗率3.7

上記のAさんの場合、中断期間は令和4年5月～令和5年2月までの10カ月間となります。

したがって令和4年5月分から令和5年2月分の掛金は発生しません。また、中断期間の10カ月は勤務年数（月数）に含まれず、退職金の計算時に勤務年数6年から10カ月が除算されて支給乗率が決められます。

中断した場合の勤務期間は5年2カ月となり、5年以上6年未満の乗率3.0が摘要されます。

中断しなければ勤務期間6年で、6年以上7年未満の乗率3.7が適用されますので、中断をとると退職金の計算に影響がでます。

退職金の計算

平均標準給与（退職前24カ月に中断期間が含まれる場合には、中断期間を除いた24カ月間の標準給与の平均）に、勤務年数から育児休業期間を差し引いた勤務年数により求めた支給乗率を乗じた額を退職金支給額とします。

- ・ 標準給与とは、標準給与基礎届書の届出により給与月額に応じ決定されたものです。
- ・ 平均標準給与とは、退職する月から起算して2年間（24カ月）の各月の標準給与の合算額を24で割った額です。

ただし、退職する前2年間の標準給与に著しい変動がある場合は、別の査定になります。

- ・ 30%以上50%未満の昇給(降給) ⇒ 退職前4年間の標準給与合算額を48で割った額
- ・ 50%以上の昇給(降給) ⇒ 退職前5年間の標準給与合算額を60で割った額

例のAさんが退職した場合

$$\frac{(R5.10 \sim R7.9) 240,000\text{円} \times 18\text{カ月} + (R7.10 \sim R8.10) 260,000\text{円} \times 6\text{ヶ月}}{24} = 245,000\text{円}$$

平均標準給与

平均標準給与 245,000円 × 乗率 3.0 = 735,000円 が退職金となります。

申出書の提出

※ 訂正対応が出来ないこともありますので届出忘れにご注意ください！

出産後に育児休業期間が決まり次第、「中断期間(変更)申出書」に添付書類を添えて提出してください。遅くとも中断期間開始月の中頃までには財団に届くようお願いいたします。

育児休業期間の延長や短縮による中断期間の変更にも同様の届出が必要です。変更が生じた際は速やかにご提出ください。

提出書類

2点とも提出

◎ 中断期間(変更)申出書（様式第18号）

◎ 添付書類として下記のいずれか1点

私学共済事業団へ提出する「育児休業等掛金免除申出書の写し」

または 「育児休業申出書の写し」

記入事項

「中断期間(変更)申出書」の記入上の注意を参考に記入してください。

育児休業期間について、無給かつ退職金算定期間からの除外を定めてある該当規程を○で囲んでください。

代表者印は、申出書右上と規程中に定めてあることの証明欄の2箇所に押印してください。

掛金納付の再開と復職後の標準給与

申出書に記載された「中断期間終了年月」の翌月の掛金から引き落としが自動で再開し、復職後の標準給与は、中断開始直近の標準給与になります。

標準給与の変更は復職後の「標準給与基礎届」（5月、6月の給与額を報告し10月分の掛金から反映）によって行います。

例のAさんの中断が終了し、令和5年3月分の掛金が自動で再開されると標準給与は中断開始時の標準給与220,000円となります。

標準給与の変更は令和5年度の標準給与改定時、令和5年10月から240,000円になります。

時短勤務の注意点

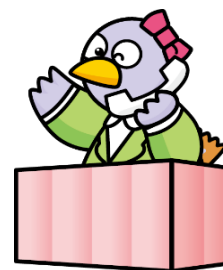
中断期間の終了後、時短勤務になる場合は退職金が減額することがあります。

退職金の計算は、退職する前2年間の標準給与の平均（平均標準給与）に勤務年数による乗率をかけてもとめますので、時短のまま長く務めると退職金が大幅に減額することがあります。

また、時短勤務から通常勤務に戻っても2年以上経たないと減額することがあります。

当財団では退職前2年間に標準給与の著しい変動があった場合、その降給・昇給の幅によって4年間に5年間の標準給与の平均をとることで、大幅な増減額の緩和措置をとっておりますが、**時短勤務が2年以上続いたまま退職すると緩和措置の対象外となるためご注意ください。**

中断期間のタイミングや標準給与改定のタイミング、時短勤務による給与の変動幅など、詳しくはそれぞれの加入状況によりますのでご心配な場合は財団事務局までご相談ください。



コバトン

手続きについてご不明な点がございましたら財団事務局までお問合せください。

公益財団法人 埼玉県私立幼稚園教職員退職金財団
事務局

電話 048-844-6601
FAX 048-844-6602